

最短合格！ アフロ先生と学ぶ登録販売者合格テキスト＜追補＞

オーム社

本追補は、本書発行（平成 26 年 10 月）以降、平成 26 年 11 月の『登録販売者試験に係る「試験問題の作成に関する手引き」』が改訂されたことに伴う記載内容の補正情報をまとめたものです。

（改訂内容の詳細については、厚生労働省 HP【試験問題の作成に関する手引き（平成 26 年 11 月）】を参照、ご確認ください。）

頁	行	改訂前	改訂後
14 16	↓2 解説 a	…、または特定の食品（保健機能食品や、いわゆる健康食品を含む。）	…、または特定の食品（ <b>通常の食品に加え</b> 、保健機能食品や、いわゆる健康食品を含む。）
38	↓14	・薬事法では、	・ <b>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</b> では、 （※以降、薬事法は上記及び法と読み替えてください）
54 56	↓1 問 1 解説 a	・本来、疾病の治療や健康の増進を目的として使用される医薬品も、	・ <b>医薬品は</b> 、
55 57 57 57 58	表中 問 3c 解説 c 問 4③ 解説 GLP	非臨床試験における安全性の基準	<b>安全性に関する非臨床試験</b> の基準
59	↓11	…については、各種ビタミン等に対して…	…については、各種 <b>ビタミン、ミネラル</b> 等に対して…
96	↑8	・交感神経系と副交感神経系は、	・ <b>通常</b> 、交感神経系と副交感神経系は、
200	↑3	(3)リン酸ピペラジン	(3) <b>ピペラジンリン酸塩</b>
219	↑5	経口的に摂取した後、	<b>利尿作用のほか</b> に、経口的に摂取した後、
235	↑6	目頭を軽く押さえると、	目頭を押さえると、
258 259	↓15 解説 4	使用期限は 3 ヶ月を目途とし、6 ヶ月を超える使用は避けることとされています。	<b>添付文書で定められた期限</b> を超える使用は避けるべきです。
268 271	↑3 解説 5	酒皰鼻（赤鼻）	<b>赤鼻（酒さ）</b>
272	↓6	・殺菌・消毒は、滅菌（物質中のすべての微生物を殺滅または除去すること）と異なり生存する微生物の数を減らすために行われる処置です。	・殺菌・消毒は、生存する微生物の数を減らすために行われる処置であり、 <b>また滅菌は物質中のすべての微生物を殺滅または除去することです。</b>
284	↓2	「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。」	「この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 <b>及び再生医療等製品</b> の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による <b>保健衛生上の危害の発生及び拡大防止</b> のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い <b>医薬品、医療機器及び再生医療等製品</b> の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。」 （※p307 の問 1 の読み替えも必要となります）
287	↓18	（法第 4 条第 5 項第四号）	（法第 4 条第 5 項 <b>第三号</b> ）
287	↓19	第 14 条第 8 項第一号	第 14 条第 8 項
288	↓9	患者の様態	患者の <b>容体</b>
291	↓2	（法第 2 条第 9 項）	（法第 2 条第 <b>10 項</b> ）
292	↑8、↑4	新一般医薬品	<b>新たに一般医薬品となった医薬品</b>
294	↓2	外箱等のいずれかに、用法用量	外箱等に、 <b>当該医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき</b> 、用法用量
294	↓8	第 14 条又は第 19 条の 2 の規定による承認を受けていない効能又は効果（第 14 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣がその基準定めて指定した医薬品にあっては、その基準において定められた効能又は効果を除く。）	第 14 条、第 19 条の 2、 <b>第 23 条の 2 の 5 又は第 23 条の 2 の 17</b> の承認を受けていない効能、効果又は <b>性能</b> （第 14 条第 1 項、第 23 条の 2 の 5 第 1 項 <b>又は第 23 条の 2 の 23 第 1 項</b> の規定により厚生労働大臣がその基準定めて指定した医薬品にあっては、その基準において定められた効能、効果 <b>又は性能</b> を除く。）
306	↑9	内閣総理大臣の定める基準に適合して含有されている場合には、その栄養成分の機能の表示を行うことができます。	基準に適合しており、 <b>栄養表示しようとする場合には</b> 、その栄養成分の機能の表示を行わなければなりません。
306	↑5、6	内閣総理大臣（正）→厚生労働大臣（誤） 基準に適合して含有されている（正）→基準に及ばない（誤）	内閣…→削除 栄養成分の機能の表示を行う（正）→栄養成分の機能の表示は行わない（誤）
306	↑4	内閣総理大臣	<b>消費者庁長官</b>
338	↓6	眼科用薬	<b>点眼薬</b>
340	↓11	・法第 77 条の 3 第 1 項	・法第 <b>66 条の 2</b> 第 1 項
341	↑7	新医薬品（要指導医薬品及び新一般医薬品を含む）	新医薬品
342	↓4	（法第 77 条の 3 第 3 項）	（法第 <b>68 条の 2</b> 第 3 項）
344	↓9	・法第 77 条の 4 の 2 第 2 項	・法第 <b>68 条の 10</b> 第 2 項

344	↑1	法第77条の4の2第1項	法第68条の10第1項
345	↓6	法第77条の3第2項	法第68条の2第2項
345	↓13	新一般医薬品(既存の要指導医薬品及び一般医薬品と有効成分、分量、用法・用量、効能・効果等が明らかに異なる一般医薬品)	削除